

# 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

- 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

## 【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
  - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
  - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割
  - ・教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

## 【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
    - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
    - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
    - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
    - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
  2. 通告の判断に当って
    - ・学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
  3. 通告の仕方
    - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
- ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

## 【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応
  - ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
  - ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
  - ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
  - 7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

## 【対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり
  - ・虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
  - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
  - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反对応として教育委員会との連携を行う。
  - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ
  - ・転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。